

令和6年度 第4回 長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

日 時：令和7年2月5日（水）
13：30～16：30
場 所：長野県庁議会棟第2特別会議室

1 開 会

（井口課長補佐）

ただいまから、「令和6年度第4回長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、また足元の悪い中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日全体の進行を務めさせていただきます事務局の児童相談・養育支援室の井口でございます。よろしくお願いいたします。

当分科会は、社会福祉審議会及び児童福祉専門分科会の規定により運営が行われますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは会議に先立ちまして、県を代表いたしまして、こども若者局長の高橋から御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

（高橋こども若者局長）

こども若者局長の高橋寿明です。今年度第4回目の児童福祉専門分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日も、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。そしてこれまで、社会的養育推進計画の策定に関して、多大なる御理解と御協力を賜りまして、感謝を申し上げます。

本日は、今年度最後の分科会となります。これまで1年間の委員の皆様の御議論や社会的養育関係者、そしてこどもたちとの意見交換も踏まえまして、次期計画案について締めくくりの議論を行っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

県では、昨年11月の第3回目の分科会の後、12月上旬から1か月間パブリックコメントを実施したほか、12月に県内2会場におきまして、児童養護施設や里親の下で生活しているこどもたちとの座談会を開催いたしました。

この座談会におきましては、こどもたちが現在の日々の生活の中で抱えている思いや、将来に向けての希望、さらには周りの大人に対する期待や要望が聞かれたところでありまして、今後より一層こどもたちの声に応えていくためにも、様々な取組を強化していく必要性を再認識したところであります。

改めまして、次期社会的養育推進計画の全体を貫く軸が、こどもの権利を守ることであることを念頭に置きつつ、こどもたちにとってよりよい、こどもと共にある計画となるよ

う引き続き努めてまいります。

さらに、本日午前中の部局長会議で決定をしました県の令和7年度当初予算においても、次期社会的養育推進計画を推進するための施策を新たに盛り込むことができましたので、こうした施策もしっかりと進めていきたいと考えております。

委員の皆様には、今回もそれぞれのお立場から御意見をいただきますよう、改めてお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いします。

(井口課長補佐)

それでは、以降着座で失礼いたします。局長の高橋でございますけれども、所用のため、これにて退席をさせていただきます。御了承ください。

続けさせていただきます。

本日の分科会の成立について御報告申し上げます。本日は、専門委員7名のうち7名の専門委員の皆様にご出席をいただいておりますので、分科会運営要領第5の1の規定によりまして、本分科会が成立していることを御報告申し上げます。なお、御覧のとおりでございますが、特別委員の島岡委員におかれましては、本日オンラインでの御参加となっております。それから若者委員の前島委員につきましては、本日急遽どうしても都合がつかなくなってしまったということで御欠席でございます。渡部委員さんに関しては、もう間もなく御到着の予定となっております。

それでは会議事項に入る前に、会議資料の確認をお願いいたします。次第及び出席者名簿、それから資料が多うございますが、資料1、資料2-1、資料2-2、3、4-1、4-2、資料5、それから参考資料1と参考資料の2をお手元に御配付申し上げます。漏れ等がもしございましたら、事務局にお声がけください。よろしくをお願いいたします。

なお、本日の会議ですけれども、記録の正確性を期す観点から録音をさせていただきますので、御了承ください。

3 会議事項

次期長野県説明破壊的養育推進計画案について

(井口課長補佐)

それでは、これより会議事項に入ります。上鹿渡分科会長に審議の進行をお願いいたします。

上鹿渡会長、よろしくお願いいたします。

(上鹿渡分科会長)

よろしくお願いいたします。それでは、議事を始める前に、本日の議事進行に関わり一つ確認をさせていただきます。本分科会は、原則として議事録、資料を含め公開により開催することとしておりますが、よろしいでしょうか。

< 「はい」 の声 >

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

それでは、会議事項の「次期長野県社会的養育推進計画案について」を議題といたします。本日の進め方としまして、資料1の主な審議事項に沿って進行させていただきます。資料1-1「パブリックコメントの結果について」でひと区切り、資料1-2、3の計画案の内容及びダイジェスト版とこども向けの概要資料でひと区切り、さらに4の「こどもに向けたメッセージ」で区切り、最後に5の来年度の分科会の体制についてで区切りを設けたいと思います。途中審議の2、3が終わったところで休憩を予定しております。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

(筒井係長)

児童相談・養育支援室の筒井でございます。よろしくお願いいたします。着座で説明をさせていただきますと思います。

まず、資料1を御用意いただければと思います。

今回ここに記載いたしました大きく5点について、御審議をお願いしたいと思っています。

まず、計画策定に向けまして12月上旬から1月上旬まで実施しました計画の原案に対するパブリックコメントの結果とそれに対する県の考え方、そこについて説明をさせていただきます。御審議をお願いしたいと思っております。

次に、パブリックコメントなどを踏まえました計画案の内容について、主に原案からの変更点を中心に説明をさせていただきます。その上で、さらに主にこどもを想定したこども向けに作成・公表したいと考えているダイジェスト版等についても説明させていただきます。御審議をお願いしたいと思っております。

4、5の項目について相談等をさせていただくと、そんなような流れで考えております。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、資料2-1のお願いいたします。

まず、パブリックコメントの結果等についてになります。前回11月の分科会において御審議いただきました計画原案、こちらを基に12月10日から1月9日までの30日間ですが、パブリックコメントを行ったところでございます。結果といたしまして、2名の方と2団体のほうから、合わせて27件御意見が挙がったところでございます。

恥ずかしながら、誤字脱字についても御指摘をいただいたところもあるんですけれども、そういったところは除いた件数ということでカウントをしているところでございます。

いただいた御意見の内訳についてですが、右側の表にあります。里親委託等の推進に関するものについての御意見が半数以上になっているところでございます。

個別の御意見とそれに対する県の考え方、対応案につきましては、次の資料2にもありますけれども、時間の都合もありますので、そこでは主な概要のみ資料2-1のほうで説明をさせていただければと思っております。

まずは、資料の下のほうですけれども、長野県の特徴ということで、今回出している

わけですが、その中の一つとして、市町村数が多いということを挙げております。それについては、それが強みであるというところについて疑問を示された内容でございました。

こちらにつきましては、今回の後期計画では、特に小規模な市町村が抱えている課題もあるというところから、この「強み」というものを落とした形で「特色」のみという形で表記をしてきたつもりではあるんですけれども、ちょっと説明が不明確かというところもありましたので、そこについては本文に明記したいと考えているところでございます。

その次ですが、こどもの意見表明権の保障の関係ですけれども、今回原案中で被措置児童のみを評価指標の対象としているところではありますけれども、本来であれば、その全てのこどもの意見表明権の保障があるべきで、そちらを評価指標にすべきではないかといった御意見もあったところでございます。

こちらにつきましては、県としても課題ということで認識をしているところではございますけれども、今回の後期計画の中におきましては、令和4年の児童福祉法の改正も踏まえた、特に権利擁護であったり、意見表明権の保障が必要と考えられるような社会的養護下のこどもへの支援・サポートが主な取組であると考えておりまして、こちらについては原案どおりで、被措置児童のみを対象とした評価指標としたいと考えているところでございます。

そしてその下ですけれども、市町村によるこどもや家庭へのサポート体制の構築に関してですけれども、住民への相談、敷居を低くするというところで、地域子育て相談機関というものがありますけれども、その設置への支援を計画に位置づける必要があるのではないかという御意見が出されたところでございます。

こちらにつきましては、児童福祉法の第10条の3において努力規定とされておりますし、そのほか、国のこども家庭センターのガイドラインにも記載されている内容であるということもありまして、こちらは計画に位置づけることで、計画の中で設置を促していくということを計画に位置づけるとともに、評価指標にもその設置数について見ていきたいというような形で、追加を考えているところでございます。

その次ですけれども、こどものパーマネンシー保障に関しまして、こどもが生活する地域の里親への委託を検討するということが必要ではないかという御意見もあったところでございます。

こちらにつきましては、こどものパーマネンシー保障の観点から、重要な観点であると思っております。計画の原案中でもそういった趣旨の記述はしているところで、そういった考え方も示しているところではあるんですけれども、ちょっとそこをもう少し明確にすべきであろうというところで、記述の修正を図りたいと考えているところでございます。

そして、里親への委託の推進に関してですけれども、里親への支援における里親同士の交流であったり、そのサポートの推進、こちらも計画に位置づけて、それと里親支援センターと児童相談所におけるフォスティング業務の内容というか、レベル差が見られるというような御指摘もいただいたところでございます。

この点については、まずは、1点目のほうですが、各地域の中の里親を中心とした、あるいはその里親と児童相談所やフォスティング機関が対等な関係の中でチーム養育を進めていく。そういったことの中では、里親同士の交流であったり、いわゆるベテランの里

親の方によるサポート、こういったものも進めていく必要が、そういったものも重要であろうと考えているところでして、その点について、計画で明記を図りたいと思っております。

そして、里親支援センターと児童相談所ですが、いずれも同じフォスタリング機関としてサポートの質の向上を図るということは必要であると考えておりまして、その旨も計画に改めて加えていきたいと思っております。

資料２－２ですが、個別の御意見と県の考え方をひとつとおりに載せております。このパブリックコメントですけれども、県の考え方を記した結果について、実施後１か月を目途に公表することとされております。従いまして、この資料２－２の内容でパブリックコメントの結果として県のホームページへの掲載、パブリックコメント結果ということで載せていきたいと考えているところでございます。

つきましては、この計画案の審議に入る前に、一度このパブリックコメントの内容につきまして御審議をお願いしたいと思っております。

ここまでの説明は以上となります。

（上鹿渡分科会長）

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について御質問、御意見ということですが、公表するのは今の１枚紙ではなくて、２－２のほうを答えとしてホームページ上で見られるということですね。その答え方がこれでいいのかということですね。細かい部分もありますが、質問も含めて御意見等いただけたらと思います。いかがでしょうか。

では待っている間に、私のほうで今思ったことを一つ。今、説明の中にもあった原案９の「すべてのこどもの意見表明」というところで、評価指標を全てのこどもを対象とするという、これは本当に確かにそうだなというところですね。実際にはその評価指標を使って見ていくところは社会的養護に限るということで、今始めるに当たっては一番できていないところをまずはしっかりやろうというところなので、そのとおりだと思います。県の考え方として、これを基にしながら社会的養育というのだから全てのこどもというのはそのとおりですし、長野県のこどもみんなにこれは保障されるべき、こどもの権利という視点から言えば本当にそのとおりです。そういうことを考えているということを、ぜひ考えとして書いていただけたらと思います。ただ、今回始めるに当たっては最もここが不足、欠如していた、国もここからと言っているところから始めていくといったような、説明を入れておいていただけるといいですね。

たぶん今回の計画はこのようなことがいくつか入っていると思います。今回修正していただいた中では、例えば国としては、障害のある子たちに家庭養育優先原則をまだ全て入れ切っていないんですけれども、県としてはそれも大事なことから入れて考えていきたいということは提示していただいています。この考え方が示されていることがとても大事だと思います。次はそこから先に進めるので、ぜひ指標としては入れられないけれども、考えとしては持っているということをしかり記載していただけたらと思います。

この原案のページが、今回頂いているのとちょっとずれているんですかね。今見たら、もしかしたら書いてあるのかもしれないんですが、そのようなこと思いましたがいかがで

しょうか。

(筒井係長)

そうですね。今回お配りしている計画案の中では、参考資料の1の117ページからがそこに当たるところで、主に10-1から10-3までが考え方の部分がある程度説明しているところになっております。なかなか「すべてのこども」という言い方はこの中ではしていないところではあるんですけれども、また、事務局のほうでも検討して、そういったものが必要であれば考え方として示すように考えたいと思います。

(上鹿渡分科会長)

アドボケイトの動きも結構社会的養護でやらなければならないものがいろいろ入ってきて、実施している団体も、福岡市などでは学校にも入り始めていたりして、本丸というか、一番はたぶんそこでやれるようにならないと変わっていかないというのがあると思うんですけれども、その最初の方が社会的養護でというのは結構大事というか、ここから動き始められるのではないかと思います。この委員会もそうですけれども、若者が委員に入っただけとか、もっとほかの領域でも、教育なんかでももっと若者委員が入ったらいいのと思うのですが、なかなかそこは難しいですね。ここでやっていることは実は全てのこどもに必要なのだということを、ぜひここから発信していただけたらと思います。後でここにこんなふうに長野県の考えが書いてあるんですよということで進めていけると思うんですよ。ぜひどこかに入れていただけたらと思います。それにのっとった回答にいただけたらいいんじゃないかと思いました。

(筒井係長)

こどもの権利に寄せてかなり書いているところがあるので、当然こどもである以上は全てのこどもにはなと思うんですけれども、そこをもう少しうまくできればというところでしょうか。またこちらでも考えさせていただきたいと思います。

(上鹿渡分科会長)

これまでも大事なことを入れていただけてきているので、これも、ちょっと大変かもしれないんですけれども、何とか入れていただけたらと思いました。ありがとうございます。すみません、私のほうで時間を取りまして。

ほかの皆さん、いかがでしょうか。何でも言っていただけたらと思いますが。一応、今はパブリックコメントに関連したものでということです。

特にないですか。なければ、内容自体はまたこの後でご意見いただきます。今パブリックコメントの答え方というところですので、よろしければこ子までとします。これはもう後々気づいてまた送るとかあまり時間的に余裕はないということですね。量は多いので、もしかしたら後で気づいたりもするかもしれませんが。

(筒井係長)

そうですね。少なくとも来週の頭ぐらいにはと思っているので、こちらについては今週

ぐらいにいただけるとありがたいです。

(上鹿渡分科会長)

ということですので、皆さん、また気になれば今週中にいただければと思います。

それでは、この部分はこれで終了します。

続けて、資料1の審議事項2、3の関係について、事務局からお願いいたします。

(筒井係長)

引き続きお願いいたします。次は資料3をお願いしたいと思います。

この後、資料4のほうで計画案の概要について説明させていただくようになりますけれども、その前段といたしまして、前回御審議いただいた計画原案から、どんな変更が加えられているかという点についてここで説明をさせていただければと思います。また、参考資料1のほうも言及すると思いますので、また御用意いただければと思います。

まず、上のほうの1ですけれども、パブリックコメントを踏まえた修正等です。先ほど説明をいたしましたもののほかですけれども、主に特別養子縁組等におけるライフストーリーワークについての充実を図るということですか、未委託の里親の方を含めた里親への支援ですとか、いわゆる里親養育の不調となったような場合のアフターフォロー、こちらについても明記を図っていきたいと思っているところです。

そして下のほうの2と3についてですけれども、前回の分科会の後で意見照会をさせていただいて、委員の皆様からいただいた御意見であったり、あとは県の内部で調整したものであったり、事務局側で再検討など行ったものを踏まえて、今回の計画案で追加したものであったり修正・変更等を加えたものになります。

まず、下の左側の2のほうの追加したものですけれども、計画全体の構成の中で、全体の議論に入る前の導入セクションが弱いかなと感じていたところで、まずは社会的養育について考えていくことが必要という必要性を補強するようなセクションを入れております。

そのほか、委員の皆様からの御意見も踏まえまして、特に評価指標の中で意見表明が利用可能なこどもの対象を今回の計画では小学生以上のこどもという形で定義をしたということであったり、障害児への支援についても、今回の計画の理念に基づくケースワークであったりケアが必要であるといった指摘の追加を行いたいと思っているところです。

また、右側の3のその他ですが、少し目次を細かくしております。少し検索性を高める必要があったのでそれを加えております。あとは用語解説であったり、コラムのようなものも追加して、少し内容の充実を図っていきたいと思っています。

この中の上から4番目のこども向けのメッセージについては、また後ほど御相談させていただきたいと思います。

そして具体的な変更点ですけれども、参考資料1にあるとおりで、変更箇所についてはマーカーをしております。内容によって何色かに分けておりますけれども、参考資料1の頭のページで、「マーカー凡例」を入れさせてもらっています。この5色で色分けをしております。特に青色でマーカーした部分は、書きぶりなど委員の皆様にご相談させていただきたいと思っておりますので、この後の審議であったり、1週間程度を目途に御意見をお願いできればと考えております。

そのほかにも、ほかの箇所でも御意見等あれば、また1週間程度を目途にいただきたいと思っております。

具体的な変更箇所のページは、全部は言い切れませんが、まずパブリックコメントを踏まえた修正の箇所、緑色のマーカーの箇所です。

まず、100ページと105ページです。長野県の特徴に関するところの追記です。「強み」というものをなくして、今回は「特色」だけですよという書き方にしています。

次は、158ページ、160ページ、こちらが市町村による家庭支援事業の市町村によるサポートの強化の関係で、地域子育て相談機関に関する記述を追加しております。

それに関連しまして164ページに、家庭支援事業の用語解説、6事業の解説用語解説として加えております。

次が296ページで、特別養子縁組におけるライフストーリーワークに関する記述について、少し充実を図ったような形にさせていただいております。

次に、飛んで350ページになりますが、こちらの里親養育不調となった場合のアフターフォロー、こちらも里親のサポートの中には含まれるんですということを書かせてもらっています。

緑色のパブリックコメントを踏まえた修正は主にはこういったところになっております。

次が、ピンク色のマーカーをしているものが、委員の皆様からいただいたところを踏まえた修正で、こちらは大きく4か所ございます。

戻って136ページになりまして、意見表明の関係で、意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合を分母をどこに置くかという話になりますが、こちらを今回の計画では小学生以上と、実態調査においても、6月から7月に行われたアンケート調査におきましても、小学生以上のこどもさんを対象にしたというところもありまして、今後の推移も見ていく中では小学生以上というところで一つ線引きを図りたいというところでございます。

次に少し飛びまして、383、384ページになります。こちらは施設の関係になりますが、障害児の入所施設の関係の中で、障害児に対する計画理念に基づくサポートの必要性の言及を加えております。

次は424ページで、いわゆる自立支援の関係がありますが、こどもの進学率をこれまで自立の指標にしてきたんですけれども、そこについては今回見直したいというところの中で、いわゆる社会的養護にあったこどもが大学進学した後になかなか卒業までたどり着けないといったところも多く指摘されていることもありますので、そういった課題というか、そこら辺についても少し言及をさせていただいた形になっております。

そして430ページで児童自立生活援助事業の中で、Ⅰ型とⅡ型については数値的な設置目標を掲げているんですけれども、Ⅲ型、里親・ファミリーホームが実施する事業になりますが、こちらについては今回目標値を定めてはいないんですが、そこについて目標値は定めないんですけれども、そういった取組がされることが必要であることはここできちんと書いておきたいなというところがあったので、そこについて書かせていただいております。

そしてもう一つマーカーの関係では、青のマーカーです。こちらも多くて大変恐縮ですが、また戻って44ページ、目標のこどもの権利を守るという言い方をどうするかになります。こどもの権利条約を見ているといろいろな言い回しが出てきている中で、「保障

する」「確保する」「実現する」であったり、「実装する」は直訳過ぎるかなというところがありますが、そこら辺の青いほうは、英語で見ると単語が違うのかなと思っていますが、そこまで含めて入れるかどうか考えているところになります。

そして54ページは、マズローの5段階欲求について今回触れているんですが、その批判についてこういった記載で問題がないか、見ていただきたいところになります。

次は69ページの特別養子縁組、字がつぶれて見えづらいかもしれませんが、特別養子縁組について追加の説明を加えております。いわゆる法的な関係がなくなるということをどう説明するか、血縁関係は残るというところまで説明するかも含めて、説明するとしたらどうかということもあるんですが、そこについても御意見があればと思っております。

次が108ページのトラウマの関係、今回原案の中でもいろいろ触れているところですが、トラウマの原因となる危機的状況についての説明、記述がこういったものでいいのか、ちょっと専門的になっていますので、そこについても御意見をいただければと思っております。

少し飛びますが、次は300ページで、これも特別養子縁組の関係、真実告知やライフストーリーワークについての用語解説をしております。その記述ぶりというか、解説の内容がこういった内容で妥当かどうかというところになります。

次が312ページ、里親委託に当たっての留意事項をいろいろ書かせてもらっている中で、青いマーカーをした箇所がありますが、このあたりについて、読んでいただいてどうかというところがあります。

次は339、340ページで、里親等委託率の目標設定に関して、実際に地域懇談会等で御意見等を伺った中で、そこまで急いでやる必要があるのかという御意見もあったところで、そういったものにどうやって答えていくのか。そこについてはこういったような答えというか、県としての考え方としてよろしいかといったところになります。

346ページで、こちらの「サポート」という言い方が、専門の方からすると少し紛らわしい部分があるという御指摘もいただいたので少し説明を加えたものになります。

もう一つあって、戻りますが85ページで、パーマネンシー保障の関係で、こどもがしゃべっているところで、児相職員が替わったり、施設の担当職員が替わったことで少し不安定になってしまったという旨の言及をしていますが、実は計画の後半で447ページに児相の強化の関係のセクションがあります。ここでは児相の人は施設に入るまではよく会っていたけれども、その後あまり来ないということを言わせていますが、実際ケースワークをしていく中では当然施設に入ったりその直後までは児相の担当も頻繁に関わったりすることで、それが替わることでこどもにとって何らかの影響があるんだらうと、現場の動きとしてはそういったことがあるとは聞いていますが、実は入った後、この前の12月に被措置児童の皆さんともお話しする中で、児相の人は知らない間に担当が替わったりしているみたいなことも言われたりして、このあたりの整合を取るかどうか少し悩ましいところで、中でも話をしているところになります。

たくさんあっていけないんですが、中でも少し考えているところで御意見をいただければと思っております。

黄色のマーカーが非常に多くなっておりますが、例えば、トラウマとかアタッチメントの関係の解説が74ページと76ページにあります。その解説や、里親の委託推進に

ついては一定程度記述の充実・追加等を図っているところになります。

そういった形で、今計画案に向けてこういったような修正・変更を加えたいと思っているところになります。長くなってしまいましたが、資料3は以上になります。

資料変わりました4-1に移っていただければと思います。こういったものを踏まえた計画案の概要ということでお示ししているものになります。

こちらについては、前回御審議いただいた原案から大きな変更点はないわけですが、朱書きした部分、赤色の文字の部分については、計画案で文言の修正を図ったものですか、あとは記載箇所の変更、特に障がい児の関係は施設のほうに入れ込んでしまったりしているところもあるので、そういったようなところの反映をしております。内容についてですが、時間の都合もあるので大変恐縮ですけれども、前回とほぼ同じというところで省略をさせていただければと思っております。

次に資料4-2に移っていただければと思います。

今回の後期計画ですが、これまでの審議の中でも当事者であるこどもに向けた計画、そういった内容を中心に置いた構成を図ってきております。そういった中で、その概要となる資料につきましても、こどもに向けた内容を示していく必要があらうかと考えておるところでございます。

そういったことで、今後計画策定・公表していくわけですが、この4-2でお示したようなものでこども向けの概要も併せて公表したいと思っております。

あと、参考資料2のほうで、主にこどもを対象に想定したダイジェスト版をお示しております。計画本体は御覧いただいたとおり480ページ近くになっておりまして、なかなかこれは大人であっても読み通すのは大変骨が折れるということもありまして、特にこどもの皆さんに向けて20ページ弱ぐらいのダイジェストをつくろうということで、今作業をしております。

資料3と4の説明は以上とさせていただきます。こういったこどもに向けた内容ですとか計画全体、あと原案から計画案への修正点等について、また御意見等をいただき御審議をお願いしたいと思っております。説明は以上でございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。一つはこの計画案の内容で色分けしていただいている、特に青で追記というか、この前までなかったところを詳しく解説を加えていただいたり、説明が加わっていますけれども、それぞれのお立場からこの記載で大丈夫かということは個別でまた見ていただけたらと思います。

その後、こども向けダイジェスト版をその話を終わった後で、内容やまとめ方に御意見があればと思いますが、これを大体2時55分まで、当初の予定時間はそれなりに取れるかなと思いますが、進められたらと思います。

では、まず計画案の内容について、色分けしているものについて、ページを言っていたきながら教えていただきましたが、最初のパブリックコメントの部分は先ほど確認しているので大体いいのかなと思います。資料3の中でいうと緑の計画案において新たに追加した部分、これはそれぞれの委員からの意見をそこに反映していただいているので、その方はよいと思いますが、ほかの方から見てどうかというところが一つあるかと思います。

3はさらに事務局のほうでもいろいろな御意見を、ヒアリング等をした中で説明を詳しく入れたと。全く新しい点はないかと思いますが、使っていた言葉の解説等を入れてくださったということです。より正確に記載するという事で御意見をいただきたいということです。主に資料3でいうと2、3のあたりが多いかと思いますが、どこからでも、それぞれ記載について何か思うところがあれば御意見をいただけたらと思います。

書いてあることが分からないなどでも結構です。聞き逃してどこのページにあるのかということも含めて確認していただければと思いますが、いかがでしょうか。だいたくさんあるので、思いついたことがあったら言ってください。

川瀬委員、どうぞ。

(川瀬専門委員)

また教えていただきたいんですけども、導入セクションの追加の「こども福祉ミーティングルームに集まる」のセクションを追加するという、「こども福祉ミーティングルーム」というものはどういうものをイメージしてつくられているのか、前回の会議で出たらあれですが、その辺分かったら教えていただきたいんですけども。

(筒井係長)

これは「はじめに」というページが参考資料1の21ページにあるんですが、今回いわゆる架空の場所として設定をしています。そこに皆さんが集まってくるという設定から入るところになっています。

(上鹿渡分科会長)

山崎委員、どうぞ。

(山崎特別委員)

修正箇所などではないんですが、24ページの「この本（計画）に出てくる人たち」というところで、こどもの定義はよく言われていて、何歳にするかということもこども計画をつくったりするところですがよく表記に迷うところもあるんですが、この「こどものAさん」「Bさん」「Cさん」「ケアリーバーさん」はこどもという表記ですが、小学生だったり中学生だったり、そこまでは考える必要もないのかと思うんですけども、どのぐらいの年代のお子さんなのかということを思いましたので、意見としてお伝えしたいと思います。

(筒井係長)

当然児童福祉法上は18歳未満というのはあるんですけども、こども基本法だとそこら辺はあまり明確にしないということもある中で、議論している中で、あまり明確にしてもいけないかなという、例えば年齢とか性別とか出したらどうかみたいなところもあったりしたんですが、そこはあえて曖昧にしたほうがいいのかなと。読む人にそこは委ねたいと考えているところです。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

青木委員、どうぞ。

(青木専門委員)

資料3の2のこどもの意見表明関係のところ、まず指標に小学生以上のこどもによる割合を指標として用いるということですが、意見表明等支援事業利用可能なこどもというのはどういうふうに捉えていくのかということ、具体的にどんなお考えなのか。この資料の中に出てくるのか私も把握できていないところはあるんですが、教えていただければと思います。

(井口課長補佐)

評価目標を小学生以上ということで今回設定させていただいたということも含めて説明させていただきます。青木委員からは前回の部会以降、利用可能なところをきっちり分かるような形で考えておくべきだという御意見をいただいております。その観点で、もちろん一つは具体的に100%というものがしっかり測れるものでないといけないんだろうという気がしていて、そういう議論の中でお示したように、136ページのところで、利用可能なこどもの割合の100%ということをしきりに出していくために、対象をここは逆に小学生以上という形にさせていただいて、今回もアンケートを先ほども筒井から申し上げたとおり、小学生以上のお子さんにさせていただいているんですが、そういった中で意見表明等支援事業のことを、まずそもそも知らないと利用ができないわけでございまして、そういったものがあるということを知っていて、具体的に利用しようと思ったらどういう手続をすればいいのかというアクセスの方法が分かっているかどうかといったような、そういう設問を設けることによって利用可能かどうかということ判断していくという形を今のところは想定しております。

ただ一方で、小学生以上だけが対象ということではなくて、今後の事業の展開として具体的な想定をもう少し記載をするという観点で、ピンクにはなっておりませんが、132ページの一番下からですが、②意見表明等支援事業で、ここのところの記載を充実しております。今までは、「●」が二つだけだったところに、今後の取組の進め方として①から③ということで、できるだけ施設に入っているお子さん、里親に入っているお子さん、乳児院にいらっしゃるお子さんも含めて、この事業の展開を図っていくという具体的な方策を記載させていただいたということでございます。

以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。青木委員、よろしいでしょうか。今のところは私も大事ななと思いましたが書いてくださっているんですね。だから始めるに当たって指標として使っていくときに、先ほどの分母をどうするかの問題で、明確にしないと測りようがないものなので、まずはそこを見ていくと。ただこれで全部見ているわけではないというのは分かっているということで、乳児院にまで行くと書いているので、これはもう明らかに小

学生より下のこどもたちと。全てのこどもの意見表明、その子によって出し方とかサポートが必要な子もいて、小学生以上でも障害があれば表明しにくい子もいるという中では、いずれにしても全部ということになってくるんだと思うのですけれども、その考え方みたいなところも、全部を対象として考えているからこの①②③というのを順次考えていくということだと思います。指標としては小学生以上で言っているけれども、考え方はこういう考え方で、指標をどうして小学生にしたかが読み取ればそれでいいですし、良くしていくための指標ということで、指標の中では小学生としてまず分母にしていますというところを書いていただけると、より理解がされるのかなと思いました。

青木委員が言いたところは、たぶんそのようなことですよね。この小学生だけに限っていいのかというところですね。私もそれは何か引っかかったところで、でも説明に書いてあったので、考え方はまさにそれだろうし、今回説明を受けないと分からなかったかもしれないので、できれば書いておいていただけたらと思います。言うだけでなく、実際に状況を動かすとしたら、まずはここから始めるというのが明確に分かるので、いいかなと思いました。ありがとうございます。

では、宮川委員、どうぞ。

(宮川専門委員)

今説明いただいた132ページの②で、括弧の中に「数年ごとに面会」とあるんですが、数年に1回のこどもも起こり得るという感じでしょうか。

(井口課長補佐)

このあたりに関しては、現実的には今年度現状一時保護所ですとか、児童養護施設2施設に、昨年 of 終わりから巡回ということで試行的に意見表明等支援員が月1回とかお邪魔してお子さんたちと、触れ合うということも含めてアクセスする機会を設けることが始まったところですが、現実的に現状では500人以上措置のお子さんがある中で、そのお子さんたちにどこまで直接こちらから出向いていってアクセスできるかというところは、正直現段階では何とも言えないところがあります。

施設であれば行ってそのお子さんたちがかたまって生活していることがあるわけですが、里親さんの御家庭に関して特に申し上げれば、やはりだいぶ分散的にお子さんたちがいらっしゃいますので、そこに毎年例えば1回行かれるかどうかはなかなか何とも言えないところで、そうしたときに、少なくともそういう事業が直接あるということを知っていただく必要があるとすると、どこかのタイミングで行くということを設定する、あるいは行かなくてチラシとかで説明して知ってるということもあり得ると思うんですが、それだけだと不十分な点があるかなというところで、少なくとも一定の段階で一律的に訪問するようなことで、なかなか毎年は難しいかもしれませんが、直接意見表明等支援員という人がどういう人なのかということに直接触れていただくような機会はやはり設けていかなければいけないかなというところで、その辺のバランスを少し考えた今のところのアイデアという形になっています。

(宮川専門委員)

ありがとうございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。大事なご指摘です。見逃しておりました。これは、なしでもいいんじゃないですか、駄目ですか。「数年ごとに面会など」を取ってしまって、これが書かれると、今はもっと行くんだと思っているんですけども、違う人たちの代になるというか、ここに関わっていない人が見たときに「数年ごとに1回行けばいいんだ」というような理解につながりかねない、誤解されかねない表現かなと確かに思いましたので、毎年行くとは書いてもいないし、数年ごとにと書いていないけれども、今後の取組としては「応じて面会する」という表現があるので、そこまでにしておくというのも一つかなと思っただけですけどもいかがでしょうか。

(井口課長補佐)

そうですね。この①②③も現段階の想定というところがありますので、こういった形に最終的になっていくのかというところまでは具体的にはお約束ができない状況が逆にある中で、現実的にある程度事業がすごく一般的になってくると、数年ごとにとすることもなくはないのかなという気も正直しているところがあります。

ただ、できるだけ直接アクセスする機会が多いほうがいいというのはそのとおりだと思いますのでちょっと検討しますが、いったんそこは外すということも考えられるかとは思っています。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。ぜひ御検討いただけたらと思います。よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

篠田委員、どうぞ。

(篠田専門委員)

すごく細かいところですが、24ページの「この本に出てくる人たち」というところを見ると、「施設さん」というところで何となく児童養護をイメージしているんですけども、児童相談所に措置されているこどもたち全てのこどもたちに対してということであると、児童養護と乳児院と両方の施設の職員が入ってもいいのかなと思っています。

この感じでいくと、小学生以上を対象としているという話もあったんですけども、乳児院としては、乳児院のこどもが本当に思っていることを私たちが代弁できるわけではないですけども、毎日生活している中で、こどもがこう思っているだろうとか、2歳ぐらいになってくると本当にこどもたちの思いは表情とかですごく読み取れるところが出てくるんですけども、そういったところも私たちがここに入っているというところが示されていたほうが、私たちとしては、この委員会にも児童養護施設の代表、乳児院の代表という形で呼んでいただいていると思っているので、ここにも児童養護と乳児院と一人一人呼んでいるという形で示していただくことができるかどうかを御質問したいです。

(上鹿渡分科会長)

いかがでしょうか。

(筒井係長)

登場人物を考えていく中で、中心になるのはこどもであるというところで、最低3人ずつ、こどもと大人と考えたときに、それ以上大人をどこまで増やすかというところがありました。里親と一言で言っても県内に登録里親は255世帯、約500人いるわけで、この分科会ではお二人いらっしゃるので、里親1、里親2にするかということも考えたのですが、それをやるとつくっていく中で収拾がつかなくなっていくところもありまして、施設についても、今日武捨さんもいらっしゃいますし、川瀬さんもいらっしゃいますしというところで、委員としては3人いらっしゃいますけれども、施設というところでは一つにまとめるという形で、当然乳児院も含めれば、母子も含めれば、児童養護も含むという想定で書かせてはいただいているところですので、そういったところで御理解をいただければと思っていますところでは。

(井口課長補佐)

もう一点補足ですが、実は特に左側の発言などに関しては、もちろん我々のこれまでの知識や経験を踏まえたものもございますが、なかなか分かりにくいところもあると思うんですが、ここで行われた議論だったり御発言だったりということ、さらに言えば、いろいろな懇談会でしたり、そのお子さんたちとの懇談も含めて、そういったところでやはり御発言があった内容で印象に残っているものとか、大事だと思ったものはできるだけ流れの中で盛り込むような意識をしながら、実は書いてはおります。

そういった中で、うまくはまらなかったりするものがあったりすると、ちょっと別の方の発言としてそういった御発言を生かすような内容を盛り込んだりということもしております。そういった中で、例えば具体的には篠田委員の御発言も念頭に置きながら考えたりということも当然あって、なかなか登場人物をたくさんにするとということもあるものですから、そういうところでいろいろな方たちの意見を参考にはさせていただいて、左のところは書かせていただいていると御理解いただけるとありがたいと思っております。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。今思っていたのは、最初に川瀬委員からもありましたとおり、ミーティングルームの説明を今回入れていただいたのですが、今日この後にこの委員会に入っている方々の名前も最後のところに入って、ここに学者さんとか出てくると学者さんは私にことだろうと思って読まれるのではないかといろいろ考えておりました。もともとは委員の名前がなかったので、そうであればいろいろな学者を想定するだろうなと思いながらいました。そういう中で、たぶん施設と出ていてその3人がどうなんだとかいろいろなことを考えられたのだと思います。

今、井口さんがおっしゃった説明は分かりやすく、実はこのミーティングルームというのは架空だけれども架空じゃないというか、この委員会での議論、意見もちろん入っていますし、いろいろな懇談会とかそれぞれ施設の方々に聞きに行ったり、ヒアリングで当

事者に聞いたりとか、それら全手を含めたものがこのミーティングルームのやり取りの中に集約されていることが、今のお話を聞いてわかりました。それを代表させている登場人物がAからそれぞれ出てきますが、語る形で書かれているというのが分かるような、注のところでもいいし、注の説明の「話し合いなどをして」の「など」に、今、井口さんが言ってくれたのが全部入っているんだと思ったんですけども、ここは実際にすごくたくさんお話を聞いてくださったものが本当に反映されていると思うんですね。いろいろと大事な意見が盛り込まれているので、それが分かるような説明を、この21とか22にさせていただけると、今おっしゃっていた一つで代表していても自分たちの意見、考えも入っているんだということが分かるんじゃないかなと思いました。書き方は難しいかもしれませんが、井口さんが言ってくくださった内容が入ると、よりいいかなと思います。ここに入るといいんじゃないかなと思いました。ご検討をよろしくお願いします。

まだ時間がありますので、島岡委員ももしあれば発言できますので。Zoomの島岡さん、聞こえていますか。何か意見があったらミュートを外して言ってください。

(島岡特別委員)

今のところ大丈夫です。何かありましたら挙手をします。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

山崎委員、どうぞ。

(山崎特別委員)

皆さんの御意見を聞いていて私も感じたことを思いながら、御説明をお聞きして、ああそうなんだということがよく分かってきました。

この計画全体が斬新というか、すごく会話形式みたいになっていて、今までの計画と少し違う計画になっていて、読んでいくと結構引き込まれてしまったんですね。なので、今度こどもAは誰だろうとか、学者さんってと読んだところに進んでいくので、形態としてはすごくいいものだと思います。

なので、この計画がこれからしっかり出来上がって、みんなで考えていくことができればすごくありがたい計画にはなるし、あといろいろな考え方についてもよく読み込んでいくとすごく分かるので、いいものではないかとは今思ったところです。なので御説明がすごくありがたかったです。ありがとうございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。今のようなコメントでもいただけたら、県のご担当者にはすごく頑張っていただいていますので、いいのではないかと思います。

私からも、意見で入れたわけではないんですが、357ページにQPIのことも1ページ分入れてくださって、これは非常にいいなと思いました。先日、この委員会の委員の皆さんの多くの方に御参加いただいて、他にも関係者の皆さんご参加いただき、QPIを取り入れ

られるといいですねという話になりましたので、入れていただいて大丈夫な内容だと思います。これは本当に大事な点で、里親数をかなり増やすということが結構明確に具体的に今回の経過では示されています。里親支援センターも10箇所とか、乳幼児里親等委託率も75%とか示していますので、今度は里親養育の質の担保というところで、このQPIの話というのはとても重要になってくると思います。幾つか一緒にやりましょうという自治体と長野県も一緒に進めていけたらということで、少しずつまた話を進めようと今していますので、長野県の計画にこれが入っていると、コラムですけれども非常に進めやすくなるだろうと思います。これは本当にありがとうございます。まさかこれをここにに入れていただけたらと思っていなかったのも、事前にいただいた書類ではまだこの文が入っていなかったのですが、今日来てみたらこのようにさしかり入っていたのでありがたいなと思いました。

それと障害児の家庭養育優先原則の部分も結構微妙で書けないかなと思いつつも、示すだけは示していたのですが、これも383、384ページにしっかり入れていただいてよかったです。これは前にも言ったと思うのですが、今回の国からの策定要領では、障害児の施設の子どもたちについて家庭的養育までは行きましょうと示してくれたのですが、そこから先、つまり家庭養護にまでとなるとはそれを書き込むのは無理ということで国の方ではまだ言えていない状況です。これについて、県としての考え方として、これは大事なことですと、家庭養育優先原則、パーマネンシー、別に障害児施設にいるからそれができないことはないはずで、しかし取り組み切れなかったところを、県としてはそこも含めてケースワークのときには考えたいということを書いてくださった。国が今回一歩先に進めてくれたのですが、さらにその先に自治体が自ら進もうとしていることを示せると思いますので、ぜひこれについて言っていきたいと思いますし、入れていただいてよかったなと思います。

里親支援は、次年度以降は障害のある子どもを里親で見ている場合に、里親支援センターが見ていくというところにさらにしっかり国としても応援していこうという方向性も示されてきていますので、施設でないとみられないと思っていた障害のある子どもを、里親でどうしたら、どこまで対応できるのか。これまでは難しいけれども、対応できるようにするためにはどうしたらいいのかということを考えようとする方向になってきていますので、それとも一致したとても大事な点を入れていただいたなと思いました。ありがとうございました。これは意見ではなくてコメントです。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。少し細かいところで、青字のところをもう少し見たほうがいいのかと思います。これはもう少し時間はあるでしょうか。今週ぐらいまでがいいということですね。皆さん関係している部分で、今全部見るのも時間がないと思います。

私も青の部分で見なければと思ったことが幾つかあったんですが、自分の関係するところで新たに加えられた説明、黄色はいっぱいですが、青とかピンクあたりを特に見ただいて、よろしければそのままでもいいですし、書き方がどうだろうという疑問があったら、ぜひ事務局にご連絡ください。

それと、今これだけはこのところでご意見をいただいたのですが、ここは確認を取っておきたいと不安に思っている部分はありますか。そういうものが特にあれば今ここで

確認いただくと良いと思います。

山崎委員、どうぞ。

(山崎特別委員)

401ページの青いところで、弁護士さんの言葉を受けての「みなさんのいうとおり、こどものときに抱えていた困難な問題は、おとなになっても、いろいろなかたちで残りつづけることがあるのです」と長野県の方がおっしゃっている部分があるんですけども、ここは肯定しているという感じで捉えればいいでしょうか。

(筒井係長)

ここの言い方は正直悩ましかったところで、自立支援の文脈の中でこういった言い方をしているんですが、弁護士さんのところでこういった発言があってそこを受けての発言ですが、こどものときに受けたトラウマが大人になってもいろいろな形で残っているんだということをここでどう言おうかというところで、こういった言い回し、トラウマが大人になってもこういった形で発現するみたいなことを書いてもなかなか伝わらないものですから、そこをどう書こうかなというところで、今こんなような形になっています。特に肯定的に捉えているというわけではなくて、そういったことは大人になってからも引きずるものなんだというところを言わんとして、ここの言い方は悩んでいるところではあります。

(井口課長補佐)

その御議論があるとする、一つはここでも議論に少しなったかなと思いますけれども、先ほどの里親の委託率のところは、お時間があれば御議論をいただければいいところかと思っております。338ページあたりから。委託率が50、75と、目標設定をしていく中でそこまで急ぐ必要があるのかという意見もいろいろなところからお話を伺っている中で出てくることに対して、計画の中で県として答えていくのかというところの書きぶりにはなっておるんですけども。

こどもの持つ時間感覚は大人とは違うというところも言いながら、何を言おうとしているかという、これはもう大人の責任なんだということをどう表現するか。これは大人が責任を持ってやらなければいけないんだというのは書き過ぎだなというところで、そこをどう書こうかというところで、児童福祉法の3条の2、28年改正のときに加えられた条文ですが、その趣旨を踏まえれば、当然国と県は進めていかなければならないことで、そこに関わる人たちにもそういったことは理解してほしいんだという書き方を今しているところです。

これだけでもかなりきついなという言い方ではあるんですが、もう少しこう書いたほうがいいんじゃないかとか、こういう言い方をしたほうがいいんじゃないかというところがあれば、今日でなくてもいいんですが、また御意見をいただければと思っております。

(上鹿渡分科会長)

これは黄色のところも追加していただいたんですね。「こどもの時間が」というところ

は。

(筒井係長)

少し言い回しを変えたところです。

(上鹿渡分科会長)

ここは一つ大事なところではありますよね。もう一つもしかしてあるとしたら、エビデンスのほうから言ってみるみたいなことはあるかもしれないです。施設養護から里親委託にするとときに、やはり2歳未満など示されていたりもするわけで、こういうことは日本の状況で出したエビデンスではないけれども、世界の常識になっているもので、見方はいろいろあると思いますが、施設から里親への移行は早ければ早いほどいいというのは、これはどの国の研究チームがやっても、何歳というのはいろいろありますけれども、早ければ早いほど、こどもが当然あるべき環境や関係性があつたら得られていた発達、その得られなかったものを取り戻せるということは本当にみんなが言っていることです。早ければ早いほど子どもにとってはよいということはそこから出てくる。

5年が早いというのは全体の動きとしてというところで、今回出てきたこどもの持つ時間とか個別のこどもにとって5年間待つて5年後に移るなんていうのは、とんでもないことだというのは、それは個々で考えればよく分かることなので、そこをこども側の視点で黄色でちゃんと入れていただいているので、発達の観点からも、より早く施設から家庭養護へ移すということが、多くのこどもたちにとってあたり前の状況になっていけば、こどもにとってよりよいんだというような言い方で入れてみるのは一つかなと思いました。まどろっこしくなりましたが、違った観点でそのように考えてみていただくといいかもしれないです。

(井口課長補佐)

ありがとうございます。スペースの関係もあつてどこまで入れられるかというのはありますが、考えさせていただきます。

(上鹿渡分科会長)

黄色のマーカーのこどもの時間感覚というのは、要するに言い方を変えればそういうことで、こどもの5年はもう小学生になってしまうぐらいのところまで行ってしまうので、そこが失われるというのはどうだろうというのを、この黄色のところをもう少し強めに、大人と違うと、書いていますけれども、ここがしっかり強調されれば理解できることかなと思います。エビデンスのこともですね。それはそれで書き過ぎると日本とは違うんだという話も出かねないので。

(川瀬専門委員)

今から加えてしまうとページの問題もあると思いますが、昨今の状況を考えたときに、もちろん時間が必要な子もいるんじゃないかという立場もあるわけですね。里親推進をこの数字とこの時間軸で見たときにはこういう文章仕立てにはなるとは思うんで

すが、実際乳児院や施設を使いながら、そこでこどもが考えていく。例えば意見表明権であったり、あるいはこどもの成熟度によって選択するということもあるのではないかと思います。ですから、ここのこどもが持つ時間の感覚ということは上手な言葉だと思ったのは、里親推進の数字と時間だけではなくて、その子が本当に納得して選べるという、そういう意味での里親制度の使い方もあるんじゃないかとは感じたので、こういう文言でいいんじゃないかと私は思いました。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

井口さん、どうぞ。

(井口課長補佐)

このこどもの時間感覚というのは、実はもともと入っていたものではあって、それにブルーのところを少し追記した修正になっています。こどもの時間感覚の部分は、特にどうしても乳幼児のことが念頭にあってこういう記載になっているところで、それだと当然個々のケースごとに見ていくと当然そういうことなんですけれども、ただ一方で、5年間という全体的な話でいくとどうしてこういうことを進めていかなければいけないのかという観点を書く必要があるのかなということで、どこまで書くかというところで検討して今加えたものがこの状態になっています。

やはり年齢によっても、だいたいその時間感覚のスピード感というのはどうしても違ってくる場所があって、乳幼児と小学生以上、特に中高生ぐらいになると、自分の選択ということも含めてだいたい変わってくる。現実問題として乳幼児のところ自分で選択していくという話にはならなくて、大人が責任を持っていろいろな状態も踏まえながら最善の選択をしていくことになってくると思うので、そういったことも含めてここは書いているところがあります。

それから根拠の部分に関しては、今追記したらという御意見もあったんですが、なかなか根拠をここで書き始めると、またその持ってきている根拠の部分に関してはいろいろなものを書き込めないとなかなか厳しいところもございまして、もともと根拠というところについても、前段のところ科学的根拠も含めて家庭が保障されるべきみたいな記載は少しさせていただいていたり、あとアタッチメントのところ2歳までが臨界期ですということを少し入れたりしてはしまして、その辺が少し科学的なものを踏まえて、ここではないんですけれども記載はさせていただいているところです。

(上鹿渡分科会長)

入っていましたね。ありがとうございます。全部読んだのがだいぶ前だったので抜けていました。でもそこも入っていてこの表現でいいのかなと。乳幼児期と年齢が上がっていきばらくいた後での委託で、時間の書き方は確かに本人の意思もかなり出てきますので。

(井口課長補佐)

それともう一点追加をすると、施設がいいお子さんもいるということは、何か所かたぶ

ん記載はさせていただいて、具体的にどこというのとはなかなかあれですが、いるんだということとは記載をさせていただいているところです。そういったことも、逆の意味で意識して記載はしているところはございます。ここも正直年齢とかそういったところによってだいぶ違ってくるころはあるかなとは思いますがけれども。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。その前の質問を読んだら、5年間でそこまで急いでやるのかというところなので、やることはいいのだけれども、その期間としてどうなんだというところだったので、今の書き方でいいのかなと思いました。あとはもしかすると「最善の利益を保障する」というところでは、特にここに書いてあるような状況だと、乳幼児だとすればというところでは思うところでもあります。ここは乳幼児とか限って書いてあるところではないので、この書き方でまずいいのかなと、今の説明を聞いて思いました。

ほかの方でさらに何かあればと思いますけれども。よろしいですか。だんだん時間になってきましたけれども、大体よろしいでしょうか。皆さん、先ほど言ったとおりで、少しでも気になるころがあればどうぞ。

それと、先ほど言おうと思っていた、大人になっても残っているところ。あの話は唐木さんが前にしてくださった内容かなと思ったんですね。こどもの頃児相に一時保護されたときの記憶があって、それが大人になっても大変さとして残っていたというのはすごく大事なお話で、それをそのまま載せるわけではないですが、この中の登場者としてケアリーバーの方も入っていたと思うので、その方が言うような感じで入れておくのもありかもしれません。言う人が長野県になっていたの、言う人を替えるといいのかなと思ったりもしました。内容はその感じでもいいと思うんですが、何か御意見があれば、唐木さんから、せっかくなのでご意見頂けたらと思います。なければいいのですが。前に言ってくださったことがここに生きるんじゃないかと思ったということです。

(井口課長補佐)

先ほどのお話、御説明、いろいろなものをいろいろな形で盛り込んでいるという絡みもあるので御紹介させていただくと、実はこの前の唐木委員のその御発言に関しては、すごく私どもとしても重く受け止める部分がございます。もともと一時保護のところでもそういったショックというか、急激なものは悪影響がある、けれどもやる必要があるときにはやらなければいけないんだというような、常にそういった記載を何回かしているところではあるんですけれども、具体的にこどもさんの発言、若者の発言ではないんですが、一時保護のところ盛込ませていただいています。場所がすぐに見つからないのですが。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。特に絶対かえなければと思ったわけではないのですが、それがあったなと思って言いました。それも取り入れていただいたのはとても良いことだと思います。

では、一応想定していた時間が14時55分でここでの議論はこれで終わりということで。もし細かいところで追加や修正点があれば、1週間以内は可能ということですので、出し

ていただけたらと思います。ありがとうございました。

この計画については、令和6年1月に知事から長野県社会福祉審議会に諮問があり、審議については本分科会において行うこととされたところです。それを踏まえまして、これまで本分科会において後期計画について審議してきたところです。これまで御審議いただいていた内容を踏まえて、来月中旬、3月12日、これは日は決定ですか。

(筒井係長)

そうです。

(上鹿渡分科会長)

12日に長野県社会福祉審議会が予定されていますが、細かい文言等修正については事務局と会長の私で調整した上で、答申案として報告してよろしいでしょうかということで、皆さんにお諮りしたいと思います。1週間以内の分はまた意見をいただいて、それを全部取りまとめてこちらで判断して出していくということになるかと思いますが、よろしいでしょうか。

島岡委員もそれでよろしいでしょうか。

(島岡特別委員)

結構でございます。

(上鹿渡分科会長)

それでは細かい修正等是对応させていただいた上で、来月予定されている長野県社会福祉審議会に答申案として報告したいと思います。

(井口課長補佐)

すみません、今の箇所が見つかったので、221ページです。町村さんの発言という形にはなっているんですが、上から2段目のところで一時保護の部分ですが、切り離されてしまうということで大変だという市の方との話の中で、「こどものときに一時保護されたことがある方から、そのことが、おとなになってもトラウマとして残っているという話を聞いたことがあります」というのは、この前の御発言を念頭に置かせていただいてここに記載させていただいたという形になっています。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、ここから10分の休憩で、予定どおり3時10分から再開にします。よろしくお願いします。

【 休 憩 】

(上鹿渡分科会長)

では、再開いたします。

続けて、資料１の審議事項４の関係について、事務局からお願いいたします。

島岡委員は大丈夫ですか。少し待ちますか。

(筒井係長)

ちなみに、前半の議論の中で、この場での議論もこの計画の中に織り込んでいますという話をした中で幾つか紹介したいと思いますが、若者委員からいただいた意見が中心ですが、前島委員に関しては107ページですとか、自分が大きくなってから自立援助ホームに入った中で、なかなか住み慣れないところにいきなり行って不安もあったんだというところで、できるだけその地域の中でサービスを完結させたいという中でこういった発言も織り込ませていただいたり、渡部委員からは123ページ、こどもの意見表明の関係ですが、御記憶あるかあれですが、我々としては非常に印象に残ったところで、一番下のＯさんのところで入れさせていただいたり、先ほどの唐木委員の関係は221ページで、井口からもありましたけれども、そのような形で、それも含めてほかのところにもいろいろと織り込ませていただいて、そういったものも取り入れながら論を展開させていただいているという形で今回つくらせていただいていますので、「あ、これは自分が言ったな」というのが、もしあれば、非常にありがたいと思います。前段ですみません、コメントさせていただきました。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。説明していただいてとてもよかったと思います。ありがとうございます。

では、再開いたします。

資料１の審議事項４の関係について、事務局から説明をお願いいたします。

(筒井係長)

そうしましたら、参考資料１になりますが、471ページからを見ていただければと思います。

右側は計画の策定経過と委員の名簿になります。定例的な記載事項にはなるんですが、こども向けの内容を充実させてきたというところもあって、この箇所は最後になりますが、委員の皆さんからこれまでの計画の策定ですとか、今後の計画の推進等に当たってこどもに向けたメッセージをここに入れてみたらいかかかなと考えているところになります。

実は、福岡県の水巻町というところがありまして、そこが非常にユニークな総合計画をつくっています。今回の計画をつくる中でも着想を得たところがあったりしたわけですが、その水巻町の総合計画の最後に、審議会の委員からの一言みたいなものが掲載されていて、それが非常に面白いと個人的には思っていました。

この計画の最後の締めくくりの部分になりますが、その中で皆さんからこどもへ、今のこどもであったり未来のこどもであったりすると思うんですが、こどもに向けたメッセー

ジを入れてみたらいかがかなと思っております。委員の皆さんの同意をいただければそんな形でお願いしたいと思っております。

この計画の策定後ですが、この分科会の議事録等もそうですけれども、県ホームページで公表をいたします。そのほか、予算の範囲内にはなるんですけれども、印刷・製本を今考えておまして、関係機関、できれば200部ぐらいは印刷したいなと思っておるんですが、関係機関への配付も考えておりますので、特に若者委員のところで懸念等があれば遠慮なくおっしゃっていただければと思っています。

この点について、まず御相談をさせていただきたいと思います。お願いいたします。

(上鹿渡分科会長)

今の説明について、質問や御意見等ありましたらお願いしたいと思います。まずこのメッセージを書くのかどうかと、書く場合に名前はみんな載りますが、「どんな人？」というところとか所属の書き方がこれでいいかというところですかね。そこを若者委員も特に「どんな人？」というところでは結構詳しく書いてあったりしますので、こういうふうに書いて配られますので大丈夫かどうかというところ、これはもう忌憚なく、こういう書き方は嫌だとかいろいろあればそれは言っていただいて、あと、今日御欠席の前島委員はどうでしょうか。

(筒井係長)

事前に確認させていただいて御了解いただいているところです。

(上鹿渡分科会長)

前島委員は了承ということですね、分かりました。でも一人一人違っていいところだと思いますので、ほかの委員の方々も含めて御意見をいただけたらと思います。しかも、全員で出さなくてもいいのかな。全員で出さないなら出さないというわけでもないですか。できれば全員がいいですね。

(筒井係長)

匿名の形で出してもいいのかなと。

(上鹿渡分科会長)

確かにそうですね。ありがとうございます。何か御意見あればと思いますが、いかがでしょうか。ちなみに福岡県の水巻町は何が面白いと思われたんですか。

(筒井係長)

行政計画として非常にユニークで、そのときに何か記事になったのを見たんですが、首長さんがかなりそこら辺に思い入れがあって、普通の行政計画だと、開けば初めに事務方が書いたような首長の挨拶がつつらと書かれていてみたいな、そういうのでは計画としてつまらないよねというところがあって、非常にイラストとか漫画とかを多用して、いわゆる対話のような形式も、コンサルを入れてやっているので非常にクオリティーが高い

んですけれども、計画物でこういうものがあってもいいのかなというところがあったので、なかなかそまでのクオリティーのものはできない中で、今回こういった作業をさせてもらって、最後に関わった皆さんの思いをダイレクトに伝えられるような場所があってもいいのかなというところで、今回御提案させていただいたところです。

（上鹿渡分科会長）

ありがとうございます。思いをまさに伝えていただければ。その辺も本当は入るといいなと思ったりするんですが、今回つくっていただいたのは事務方の方々の功績だと思っています。いつもそういうことは載らないんですよ、事務方の方々のお名前は。私たちは、誰が書いてくれたとかどなたが対応してくださったとか覚えているんですけれども、本当はそういうのもあったらいいのにと思いつつ、でも私たち委員の思いは書かせていただけるということで、80字なので限られたものかもしれませんが。よろしいですか、肩書きとか、「どんな人？」の説明はそれぞれ皆さん委員の方これで。もし何かあれば個別で言ってもらったらいいいですかね。言いにくいこともあればと思いますので。基本的には一応皆さん名前は出して書いてみるということでよろしいですか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

（筒井係長）

ありがとうございます。皆さん御了承いただいたところでありがたく思っております。改めてこの記載をお願いしたいと思いますので、これも1週間ぐらいを目途にと思っております。分量ですが、非常に細かい話で、フォントやスペースの問題もあって、4行ぐらいになって、文字数は65～80文字ぐらいでお願いできれば。1人が少なかったり多かったりすると、バランスがあるので、そこの中でうまく収めていただけると大変ありがたいというところでございます。

（上鹿渡分科会長）

これは皆さんへのメッセージ、こどもに語りかけるメッセージですか。

（筒井係長）

そうですね、そうしてもらえると。事務局に対するコメントは一切不要ということでお願いしたいと思います。それこそ今いろいろな状況に置かれているこどもであったり、もしかしたら自分のこどもも含めたこどもであったり、未来に生まれてくるこどもであったり、ケアリーバーの方であれば同じ境遇を経験している今のこどもであったり、こどもの捉え方は皆さんそれぞれあると思いますけれども、そういったこどもに対して、この計画づくりに関わってきた中で、こういうふうにあってほしいとか、こういう思いを持って私はやってきたんだよみたいなところをダイレクトに皆さんの言葉にしてもらえると非常にいいかなと思っております。

（上鹿渡分科会長）

それは連絡をそれぞれにいただけますか。

(筒井係長)

事務的なところはまたお願いさせていただきます。

(上鹿渡分科会長)

書き方等もよろしいですか。統一しないとならないと思いますので。では、ありがとうございました。では、この件はこれで終わりにいたします。

続けて、資料1の審議事項5の関係について、事務局から説明をお願いいたします。

(筒井係長)

そうしましたら、資料5をお願いしたいと思います。

来年度以降の分科会の体制について御相談になります。

まず、今年度のところから御説明申し上げますけれども、ここまで後期計画の策定に向けまして、常任の専門委員だけではなくて予防的支援の中核を担っていただく市町村の参画ですとか、計画の当事者の参画が必要と考えまして、特別委員としまして市の代表として千曲市の山崎委員、町村の代表として阿智村の島岡委員に御参画いただいております。さらに若者委員ということで、社会的養護を経験された唐木委員、前島委員、渡部委員に御参画をいただきましてここまで計画の御審議をしてきていただいております。この特別委員と若者委員につきましては、通知でもって御依頼を申し上げておりまして、今年度末までの御対応ということでお願いをしてきたところでございます。

そうした中で、ここまで答申案というところまでこぎ着けてきたわけですが、今後、先ほど会長からも説明がありましたとおり、社会福祉審議会のほうで答申をいただいた上で、県として計画を策定していくということになります。そして7年度から計画期間が始まっていくわけですが、今後策定されたこの計画に基づく取組を進めていく中では、来年度以降はこの分科会において評価・検証を行っていくことになります。それを踏まえながら課題や対応を整理していきながら取組を進めていくといった形になります。

そういったこともございまして、事務局といたしまして、今年度のこれまでの計画の策定経過も踏まえまして、今後策定される計画の推進に向けては、評価・検証もそうですが、推進に向けては引き続き特別委員と若者委員の参画をお願いしたいと思っているところでございます。

今回そういった特別に出席いただいている委員という立場でお願いをしてきたわけですが、委員の皆さんにお諮りするところになるんですが、御了承をいただければ、令和7年の4月1日の上の方の括弧書きにしている運営要領の改正を行わせていただきまして、正式に専門委員という形で加えたいと思っているところでございます。

そうなった場合の任期ですが、現在専門委員の任期は3年としております。そうすると、今の専門委員の任期が令和8年8月末までとなっております、そこに合わせたいなと。ちょっと附則を加える形で終わりは合わせたいと考えております。

そういったことで、この件について御了承いただきましたら、山崎委員と島岡委員は、人事異動があるかもしれないですが、改めて市長会と町村会のほうには御依頼をさせていただきたいと思っております。

若者委員のお三方につきましては、できますれば引き続きあと2年ほどお付き合いを願えないかなと思っていますところでございます。

今年度計画策定もありまして4回分科会を開かせていただいたんですが、おそらく来年度以降は、進捗管理というところもあって、例年ですと大体1回から多くて2回という形でやっておりますので、回数的には少なくなるかなと思います。

そんなようなことで、今年度特別委員と若者委員の方をやっていただいた方については、専門委員という形で正式な委員に加えたいなと来年度以降思っておりますが、そこについて御審議をお願いできればと思っております。

説明は以上でございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。ただいまの説明についての御質問・御意見がありましたらお願いいたします。この形で行くのを承認するかどうかということですね。

(筒井係長)

御了解いただければ、あとは事務的に作業を。若者委員についても、また個別に。

(上鹿渡分科会長)

いろいろ予定もあるかと思いますが、もう2年というのは難しいかもしれませんが、またそこは御相談いただくと。形としては委員として全く同じ立場で今度は入っていただいて、期間も同じ期間で継続的に関わっていただくということで、市町村と若者当事者委員ということでここに入っていただくということですね。

(筒井係長)

そうですね。今その社会的養護経験者と市町村代表というのが全く委員の構成に入っていないものですから、その文言を加えながら。

(上鹿渡分科会長)

そこを変えてでも入れるということですね。

(筒井係長)

そういうことですね。

(上鹿渡分科会長)

素晴らしく大きな進歩だなと思ってお聞きしたんですが、来年継続するかどうかは別として、形としてそれでいいかどうかをまず承認を得られたらと思います。それについてはよろしいですか。何か質問や運用の仕方では何かあればと思いますが、大丈夫でしょうか。

島岡委員、今の県の御提案でよろしいですか。

(島岡委員)

はい。

(上鹿渡分科会長)

ほかに特になければ、この件については承認いただいて、個別でどなたが継続するかはまた事務局と御相談いただいてということで。

(筒井係長)

そうです。ありがとうございます。

(上鹿渡分科会長)

今のお話ですけれども、ちょうどつい先日こども家庭審議会という国の審議会がありました。そこでも今年度最後だったんですが、ちょうど来年度運営をどうするかという話がありました。そこで一番に挙げられたのが、若者当事者の委員、こども若者委員を増やすということが出ていました。既にこども家庭審議会、その下の部会も全部複数でそのような委員が入っているのですが、そこを増やしたいということと、あと委員も若手を入れていくということが言われていました。

学識経験者では結構年齢が上の方が出てきたりするわけですが、そこもその分野でできるだけ若い方々に、こども家庭審議会という場ですので、入れるところはそういうことも考えたいと国からも提案されて、それが通ったところです。

そのときに若者委員から、2年間委員をやってこれが意味があるのか分からないところがあったという言葉も出て、最初1年ぐらいは何を言っているのかも分からない中で出ていましたけれども、そこはもう2年やった後だったのである程度自分が言ったことが反映されたのが見えてよかったですという言葉もありました。

ただ、私もそのとき意見もしたし、若者委員からも出ていましたが、今回やったことを、せっかくやったのでどうだったのか、言いにくかったとか、説明をしてくれたけれども分からなかったとかいろいろあると思うんですね。言いたいところと言えなかったとか。そのあたりは、長野県は初めての取組ですので、お三方に聞ける範囲で、時間をもしいただければ直接聞いて、ヒアリングという形でどうでしたかと聞いていただいて、次年度に、もし継続ならよりいいですし、されなくても次の方が発言しやすいような形をつくっていただけたらと思いました。

国のほうも、それは既にやっているようで、その結果を国の委員会でも生かし、県のほうにもそれを下ろしていきたいとのことで、そのようにしてくださいとも言い、してくれるということを言っていましたので、また国からも下りてくると思うんですね。そうしたらそれも参考に、よりこの若者委員、こども若者委員が参画しやすいような状況を、ぜひさらに進めていただけたらと思います。この運営要領を変えるところまでしてくださると、本当に大きな進歩だと思いますので、この方向でまた続けていただけたらと思います。国と同じ方向というか、先に行っているような取組が目の前で動いていたのでうれしくてコメントいたしました。ありがとうございます。

これで審議事項は終了となります。そのほかとして委員の皆様から何かありますでしょうか。特になければ、本日の審議はこれで終了となります。事務局に進行をお返しいたし

ます。

4 その他

(井口課長補佐)

上鹿渡会長、それから委員の皆様、本日も貴重な御意見をたくさんいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局から御説明事項ということで1点ですが、冒頭局長からの挨拶のところで触れさせていただきましたが、令和7年度当初予算案の関係で、この社会的養護推進計画の関係の事業に関して、お手元に配付させていただきました資料に沿いまして、室長の内山より少し御説明をさせていただきたいと思いますので、お時間を頂戴できればと思います。

(内山室長)

児童相談・養育支援室長の内山でございます。本日も御審議いただきましてありがとうございました。以降、着座にて失礼いたします。

それでは、冒頭の局長の挨拶にもございましたけれども、この社会的養育推進計画に関わります令和7年度の重点事業につきまして御説明させていただきます。

計画の策定と並行いたしまして、県の来年度予算案の編成も進めてまいりまして、本日午前中の部局長会議で予算案が決定となりました。委員の皆様にご個別事項ということで御説明をさせていただきます。

番号を1番から8番までつけてございますけれども、1から3は既存事業になりまして、冒頭に（新）と書いてあるのは令和7年度の新規事業になります。あと（拡）と書いてあるのが来年度に向けて、現在も実施しておりますが拡大事業ということになります。

一つ目のこどもの意見表明等支援事業につきましては、先ほどの意見表明のところで御審議をいただいたところでございますけれども、今年から長野県社会福祉士会に事業を委託いたしまして、意見表明等支援員の養成、それから関係する施設・里親の皆様への説明を進めてきたところでございますが、来年度からは、こうした施設・里親、あるいは児童相談所の一時保護所のこどもたちにアドボケイター、支援員が訪問いたしまして意見を聴く取組を進めてまいりたいと思っております。

二つ目の児童家庭支援センターにつきましては、平成26年度から既に6か所ということで、県内で行ってきている運営費の補助事業でございます。相談件数に応じまして、また補助金を交付したいと思っております。

三つ目の妊産婦等生活援助事業につきましては、令和6年度、今年度からうえだみなみ乳児院に事業を委託して進めているところでございまして、当面令和7年度もそのまま継続ということになります。「にんしんSOSながの」というところにこの相談窓口については、SNS等による周知に加えまして、こうした妊産婦に居場所、あるいは食事提供など手厚い生活支援ができるような体制を提供するというので引き続き進めてまいりたいと思っております。

4番からは新規事業になります。養子縁組の民間あっせん機関というのがございまして、

こちらのほうに養親希望者が手数料を払っているんですが、150万円前後と高額なものですから、こちらのほうに記載はありませんが、1件60万円を上限に、国庫補助事業も活用しながら負担軽減制度を新設したいと思っております。

5番目は里親支援センター運営事業ということで、現在、うえだみなみ乳児院と松本赤十字乳児院に運営をお願いしているところでございますが、令和7年度につきましては、もう1か所増やしていければと思っております。

それから5-2、包括的里親支援事業につきましては、主に乳児院に対してになります。が、里親支援センターに移行する前の準備事業ということで、センターの立ち上げ支援の経費を委託料として交付したいと思っております。

6番目、こどものための親子関係再構築支援事業でございます。計画の中にも出てまいりますけれども、こどものパーマネンシー保障のために児童相談所が関係機関と連携しまして、親子再統合を進めていくということで、児童相談所の職員等にこうした内容のケースワーク、あるいは研修等を通じまして、こういったことを進めていきたいと思っております。

また、矢印のところでございますけれども、国のほうでこども家庭ソーシャルワーカーという資格を今回新設されたところでございますけれども、取得のために若干費用がかかるということで、そちらのほうにも児童相談所あるいは施設の職員の皆さん向けに、若干ですけれども補助金の制度を設けていきたいと思っております。

7番目です。これは施設等の措置児童の皆様が、習い事、あるいは課外活動をするとき、なかなか費用の捻出が厳しいというところもございまして、こういったところに県単独で補助金の事業を始めていきたいと思っております。

8番目、これは社会的養護自立支援拠点ということで、施設を出られた方、ケアリーバーの皆様等の自立支援、就職面、進学面、いろいろ不安な面があるということで、国のほうで制度化されたものでございますが、長野市内に支援拠点を1か所新設をいたしまして、こうした事業を行う福祉団体に補助金を交付しまして、その団体が中心となって支援を行っていくということで考えてございます。ケアリーバーの支援につきましては、今後拠点を拡大して自立支援の体制を強化してまいりたいと思っております。

説明は以上です。

(井口課長補佐)

何か御質問があればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(上鹿渡分科会長)

こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進の補助も出るというお話、これは計画の中にも5人×5年で25人と、そこは児童相談所で、今、施設の方も含めて出せそうな予算になるんですか。

(内山室長)

そうですね。予算上は児相の職員が年間5人、それから施設の職員は、まだ全額というわけにはいかないかもしれませんが、10人を計上してございます。

(上鹿渡分科会長)

年間10人、来年度10人、それは伝えていただいて、たしかそれが取れたら月2万円ぐらい乗せてもらえるというがあるので、施設にとってはかなりメリットがあると。

(内山室長)

補助要綱等につきましては、これから検討したいと思います。今は予算が取れた段階でございますので。

(上鹿渡分科会長)

こども家庭ソーシャルワーク研修を、早稲田で今年やっているんですけども、これを軸にして違った展開ができそうな感じがあるんです。児相の方、市町村の方ももちろん受けていただいたり、施設の方が、このこども家庭ソーシャルワーカーという下に集まると、いつもと違う連携が組めるようなところがありまして、長野県でその資格を持っている方々が、施設もこれから多機能化でいろいろなことをやるという意味ではソーシャルワーカーがたくさん必要になるんですけども、集まったりするような場ができたりしていくと、また新しい取組がこれから生まれますけれども、そういうことを考えて実践していく人たちの集団になっていくんじゃないかなと思います。ぜひ県としても、児相もそうですが、施設や社会的養護の関係のケアワークをやってきて、社会福祉士や精神保健福祉士を持っている人はより取りやすい資格なので、そういう方をしっかり増やしていただけたらと思います。すごくいい予算を取っていただいたと思います。ありがとうございます。

(内山室長)

ありがとうございます。今おっしゃっていただいたとおり、児相だけではなくて、施設の職員の皆様にも、若干そういった費用を出しまして、資格取得を後押ししてまいりたいと思っております。

(井口課長補佐)

お時間の関係もありますが、もしあと一つ、二つあればと思いますが、よろしいでしょうか。もしまた何かございましたら、直接お問合せいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(杉山委員)

今のことに関連して、このこども家庭ソーシャルワーカーの資格というのは、里親会の誰かでも当てはまれば取れますか。分かりませんが。

(井口課長補佐)

結論から申し上げますと施設の職員の方向けという形になっております。

(上鹿渡分科会長)

財政的な補助ですね。

(井口課長補佐)

補助金ということです。

(上鹿渡分科会長)

資格があれば社会福祉士や精神保健福祉士なら100時間ぐらいで行けたり、ほかにもいろいろこれまで従事していたり、保育士さんから行かれるルートもあったり、ただ時間数がだいぶ長いので大変は大変なんですけれども、自分で費用が出せ流のであればもちろんそこからも取ることはできますが、県からの（補助は）ないということですね。施設のほうにということですね。ありがとうございます。

(井口課長補佐)

では、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

そうしましたら、御案内のとおりではございますけれども、本日が今年度最後の分科会ということになります。1年間、後期計画の策定に関しまして多大なる御理解と御協力、それからいろいろな御意見を頂戴しましたこと、改めて感謝申し上げます。

最後ということでございまして、今回の計画の策定ですとか、今後の県や関係機関、お取組に関しまして、委員の皆様からお一言ずつコメントをいただければありがたいなと考えております。

順番でございまして、出席者名簿順という形で、青木専門委員からお願いをさせていただいて、上鹿渡分科会長は最後に一言いただければと存じます。いろいろなこれまでのことですか、御自分のお立場からですか、こういった形でも結構ですので、今回の策定ですとか、今後の取組に関して一言ずつ、最大3分までという感じでコメントをいただければと考えております。よろしいでしょうか。

では、名簿順ということで青木委員からよろしくお願いいたします。

(青木専門委員)

青木です。私は弁護士の仕事をしておりますが、業務の中で親子関係の再統合・構築だとか、虐待を受けたこどもの相談とかそういうものを受けてきた中で、今まで感じていたこと、気になっていたこと、そういったいろいろなことが盛り込まれているような後期計画になっていると感じています。

私の立場で十分な御意見を出すことができたのかどうか、心配なところはあるんですが、皆さんの意見を伺って大変勉強にもなりましたし、大変すばらしい計画になっていると思いますので、これが本当にこどものところに届くように、これからしっかりとフォローもできたらと今は感じています。

私のほうからは以上です。

(川瀬専門委員)

川瀬です。長野県の児童福祉施設連盟という児童養護施設を代表して、連盟は21施設あるんですけれども、その代表という立場で参加させていただきました。委員になって、この社会的養育推進計画というものを網羅的にというか、全体的に自分自身が改めて勉強し直す機会になったことは、とても自分自身も良かったなということと、同時に児童養護施設、あるいは児童福祉施設の今までのこととか、今とかこれからをどう考えていかなければいけないかという課題に向き合えるいい時間をいただいたと思っています。

児童福祉施設も、変わらなくていいものと変わっていかなければならないものと、両面あると思っていますし、本計画の中身を見るにつけて、里親さん、そしてまたその背景にある地域との共生社会というか、今ある孤立対策だとか、あるいは引きこもりだとか、いろいろな問題がここからも見えてくるので、そういったところに、児童福祉施設が新たに実践を通じて、一緒に地域と関わって成果を挙げていかなければならないのではないかと感じた次第であります。

本当に良い学びをさせていただいたことに感謝し、また21施設とこの考えや思いは共有をして、さらに県の施策に寄与してまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

(篠田専門委員)

篠田です。大変お世話になりました。乳児院というところでこの委員会に出てくるに当たっては、私はどういう役割なのかと考えたときに、やはり今までの経験と、乳児院から発信できるものがあればというのが役割かなと思って切り替えて、すごく恐縮していた部分もあったんですけれども、そんな思いで毎回参加させていただきました。

しつこくなるような部分もあったり、細かいところを追及したりという部分でちょっと御迷惑をかけてしまった部分もあるかと思うんですが、中でも、若者委員の皆さんの発言を聞いたときに、私が当時関わっていたこどもたちは今どうしているのかなとか、そういったところにも思いをはせながら、こういった経験をした皆さんの意見だとか、多方面のそれぞれの立場からの御発言によって、この計画が策定されているので、願っているのはこどもたちのために、こども一人一人がみんな幸せになれるようにといった思いで意見が言えたかなと思っているので、本当にいろいろな意見が聞けて、私としてはすごく学びの場となってありがたかったです。ありがとうございました。

(杉山専門委員)

自分のこどもと里子さんと一緒に養育する中で、楽しい家庭が一番大切だと今さらながら痛感しています。40年前に里親になったときは、ボランティアというか、そんなような形でやっているという認識で、国も県も特別な方針というのはなかったんですが、今この審議会に参加させていただいて、とてもよくこどもたちのことを考えていただいて、本当にありがたいと思います。昔、40年前に比べれば天と地との差があります。それを具体的に学ばせていただいて、本当にありがたく思いました。この学ばせていただいたことを、また里親会にも下ろしていけたらと思います。

私は年は重ねておりますが、気持ちはこどもと一緒に、いつも面白いことを考えておるわけですが、これからもこどもの心に帰って、養育するこどもと一緒に楽しく遊びたいと

思っております。ありがとうございました。

(宮川専門委員)

ただただ学ばせていただいた1年間だったと思います。ありがとうございました。若者委員の方々が参加してくださったおかげで、今までにない、いつも考えていなければいけない視点を意識させていただいたということがとてもありがたかったのと、会議の資料や言葉も私にとっても分かりやすくなっていて、それが参加する者としてとても助かりました。ありがとうございました。

(武捨専門委員)

武捨です。私は母子生活支援施設、県の連盟の会長という立場でこの場に参画をさせていただいておりますが、連盟と言いましては、実は県内に3か所しかなくて、その中の一つがこの年度末でいったん休止に入ります。ですから、7年度以降は当面二つの施設しかないのに連盟と名乗るのはちょっと大げさだな、考えなくてはいけないと思っているんですが、ただ、この社会的養育、新しいビジョンが出た後に、上鹿渡先生と当時の内閣府の審議官が私の施設に来てくださって、そのときに聞いた話が、「あ、本気だな」と、私もそう思えるぐらいの話がございました。そうすると、母子生活支援施設のこれからの姿というのは、それなりに私もイメージしておりました。

というのは、より家庭的な養育優先とパーマネンシーという二つの柱のうち、母子生活支援施設は、なんだ母親しかいないけれども家庭養育そのものじゃないかと、そうなんです、世帯ごとと違うんですから。そしてその家庭養育そのものに施設としての支援が加わるということを考えれば、これはいよいよ児童養護施設よりも母子生活支援施設の時代が到来するんじゃないかと、ちょっと夢を抱いたぐらいの話ですね。

そんなことで、全国の母子生活支援施設の数、サイズがだんだん小さくなってきて、特に関東ブロックにおきましては、私がおよそ30年前にこの分野に関わり始めたときと比べるとおよそ100施設ぐらい減っております。この頃なぜこの施設がこれだけ減少してきたかということを研究されている研究者の方がいるのかと思ったらいいんですね。なぜ廃止されて減ってきたかということをテーマに研究されている方はいらっしゃる。感覚的には公立直営型が一番先に廃止して閉めてしまったというのは想像がつくのですが、今公立は大体が指定管理制度で動いておりますので、今稼動しているのが実際200を切ったと思います。197～198か所に全国で減ったと思いますので、関東ブロックの中でも相当数が減少してきた。

これからせつかく家庭養育優先とパーマネンシーという考え方の中で、私は新しい施設の将来を想像するのにとても楽しみにしていたのですが、この件について、今年の7月2日、3日と上田市で関東ブロックの研修会を私が企画しておまして、そこにこども家庭庁の胡内さんと、メインゲストとして上鹿渡先生をお願いして、無理を申し上げたんですが、やっと7月2日の水曜日はおいでいただけということでお返事をいただきました。本当にありがたく思っています。学生さんと公務員の方は参加費をただで出そうと思っていますので、その他御希望のある方は、私に言ってもらえただけにしますので、ぜひ御参加いただきたいと思っております。

もう一つ、この後期計画の内容、私も幾つか失望したなんて大変失礼な言い方をしたことがございますけれども、それはさておき、非常に表現の仕方、内容の構成の仕方、本当によく工夫されているなと思って、本当にこれを担ってこられた皆さんに頭が下がる思いをいたしております。

これを見ながら、中学高校でこれをテーマに授業をするとしたら、どういう柱組みをしてどういう教案をつくるかなと思いながら見ておりました。結構高校とかでやってみたくなりました。私も二つの高校で授業を担当してきましたけれども、こういう内容は本当に教材としては使いいいということで、本当にいいものを、出来上がりとして見せていただいたと思っておりました。ありがとうございます。

（島岡特別委員）

1年間大変お世話になりました。本日は、体調の都合でそちらに伺えず、オンラインで参加させていただき誠に申し訳ありません。いろいろとありがとうございました。市町村特別委員として役目を果たすことができたか自信は全くありませんが、児童相談・養育支援室の皆様、上鹿渡委員長はじめ、委員の皆様と御一緒させていただくことで何とかここまでやれることができたかと思い、感謝しております。

また特に今回ほかの委員の方もおっしゃっていましたように、若者委員の皆さんと御一緒でお話をお聞きできたことが何よりよかったと思っております。長野県にこんなに頼もしい若者がいることに大変勇気づけられました。その勇気づけられたことを基にまた計画も進められていけたらいいのかなと感じております。

私も個人的に他県の計画などのお話を聞く機会がありましたが、やはり長野県の今の計画は大変画期的で、こどもに寄り添う、こどものために動く、とてもすごくいい計画だと思っております。ただこどものために動くには、やはり様々な意識の変容とか進化も、大人も変わらないといけないなというところを感じております。自分自身も含めて、こどものための計画ですが、大人もどう変わっていくかということを課題にしてやっていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

（山崎特別委員）

どうもありがとうございました。市の立場で参加させていただきました。御期待のような役割を果たすことができたかということは、意にそぐわないような意見も述べさせてもらったこともあったかもしれませんが、御迷惑をかけたこともあったかなと思いながら反省しているところもあります。

皆さんいろいろな方、施設の方、里親の方、若者委員さんから、いろいろな御意見をお聞きすることによって、またそれに対する県の方の御説明とかによって、私自身の学びが大変深まりました。あとこの計画策定のものを読みながら、こういうことをまた市でもやっていく必要があるんだなということを改めて気づかせていただいたところもあります。

若者委員の皆さんの率直な今までの意見、すごく胸に刺さってきております。ここで立派に、私たち委員みんなに思いを伝えてくださったこと、私はすごくありがたく思っております。これからも頑張って進んでいっていただけたらと思います。

あと、この計画、これから進捗状況等を確認していくことになりますが、市の立場でも、

これを踏まえながらまた自分たちの事業の計画等を見つめ直して進めていきたいということを思っております。上鹿渡先生のいろいろなアドバイスや見方の見解とかすごく勉強になりました。皆さん、ありがとうございました。

(唐木若者委員)

唐木です。ありがとうございました。ちょっと言葉が難しかったり、初めて聞く言葉がたくさんでなかなか意見が言えなくて申し訳ないんですけども、施設と里親さんのところで過ごして、今、こどもが3人いるんですけども、妊娠中にこういう支援があったらいいなとか、そういうことをもっと分からなかったら聞いたりして、意見をもっと言えたらいいなと思います。ありがとうございました。

(渡部若者委員)

渡部です。今回このような本当に貴重な機会に参加させていただけたのが本当にありがたかったと思います。何かこういった決め事をするときは、やはり本当にこどもの意見が反映されるかというのが、こども目線だと分からないまま決まったことが、こういうふうに決まりましたということが当事者のとき多かったかなと思うので、若者委員という形で現状の当事者ではないですが、こどもの意見を聞いてくださる大人の皆さんの体制がすごくありがたいなと思いました。ここにいる皆さんが、本当にこどものことを考えているんだなというのがすごく伝わってきたので、本当にこの計画ができるだけ計画どおり進むことを願っています。本当にありがとうございました。

(上鹿渡分科会長)

皆さん、本当にありがとうございました。若者委員のお二人からも言葉をいただきましたけれども、今回一番大きな変化はここだと思います。このように参加できるように県の事務局のほうでいろいろな配慮をして準備をしてくださったので、できたことでもありますし、さらに今日の話で正式にというか、今回も正式にですが、もっと持続的に、ここからはずっとあり続ける委員になると思うんですが、ここに今回入ったというのは本当に大きいなと思います。

ただ、初めてということもあり、これは参加されるほうも県のほうも、やり方をだいぶ迷われて、私も初めてこの司会の立場でどうやったらいいかなと、皆さんもたぶんいろいろ思いながらだったと思います。けれども、若者委員の意見に対する感謝、気づきは皆さんからありましたし、私もありました。それと、言葉を出していただかなくても、ここにいらっしゃるということで、やはりその視点で考えたり、私も言葉を発する、十分配慮できずの言葉もあったと思うんですけども、でもないときとやはり違う感覚で話をいろいろしていたと思いますし、振りたいときは振らせていただいたりもしたんですけども、やはりいてくださるということだけでも、かなり大きな変化だったと私は思っています。

今後続けられるかどうかは、いろいろなお仕事の関係とかもあるでしょうけれども、もし続けていかれるともしかしたら、もっと分かりやすくなったり、顔も知り出すともう少し話しやすくなったりすると思うので、そこからまたこれまで言いたかったことを言っていただくということができていくといいなと思っていました。

それと今回、本当にこの冊子、最初の案が出たときに非常にびっくりしました。もうこんなすごいものが、形式もびっくりだったんですけども、内容としても、大事なところの説明にこれだけ使う計画は、まあ見たことがなかったので、しかもまだ曖昧になっていたパーマネンシー保障、家庭養育優先原則、そしてこどもの権利についてもこの三つをしっかりと入れていただいて説明もし切って、最初にしっかりと、長いんですけども大事なことがしっかりと入っているということに驚きまして、これは本当にうれしく思っております。

これは、ここで作られていくには、そもそも書く側、つくっている事務局の方の理解がないとつくれないものです。4回や5回の話し合いだけでつくれるような内容ではないんですね。なので、そこに書く、まとめるときの努力というか、労力というか、これは本当に今までにないレベルのものを費やしてくださったと思います。

私はいろいろなところで県の方々とはお会いしてまして、例えばこのパーマネンシー保障、とても大事なこの考え方を県で広めていくために合宿というのをやっているんですね、別の団体で。そこに今年度7人実は長野県から参加してくれているんです。これは各児相から1人ずつと、本庁からもお二人来てくださったと思いますが、ほかの県は大体1人か2人です、多いところで3人とかはありましたが、7人というのはちょっとあり得ない人数だったので、よくそんな出張をさせてもらえたなと思っていたんですけども、そのぐらいしっかり学ぼうとされて、そのときは泊まりで、ほかの県の方々とも話しながら、ここにあるような内容の軸になるようなところを共有されていました。

ほかにもいろいろな研修依頼が私にもありましたし、私ではなくて直接いろいろこの領域のいい取組をしていらっしゃる方々、実践の方々や大学や国の方にもお願いをして、いろいろな研修を組んで、この前のQPIも、まさに皆さんが大勢で出られましたけれども、ああいうのをすごく県のほうから積極的にやってくださったんですね。この計画策定している間じゅう、ずっと、その前もあったんですけども、特に今年、今年度そういう動きがたくさん見られたなと思います。本当にたくさんの努力をして基になるものをつくっていただいたので、ここでもいろいろな議論ができました。

量が多く領域も広いので、なかなか全部し尽くすということは難しかったんですが、でも基本的に大事なことは大体盛り込めていて、これを基にこれから実践が始まって、評価のことも今日ちゃんと出してくださっていて、そこにこそ若者委員が入るという、この発想もとても大事なんですね。今まで若者委員、当事者委員はつくるところにも入っていなかったですけども、評価するところにはもっと入っていなかったと思うんですね。だから計画をつくってそれを評価するところにも、どうなったのかということところにも、そこでこそ若者委員から「実際できていないですよ」とかいうことを率直に言ってもらいたいところが出てくると、本当にこどものためにつくった計画がこどもと共にあるという状態をつくっていけるのではないかと思います。

すみません、長くなっていますが、国のほうでもこれは策定要領というのをつくるところに関わっていました。ですので、策定要領をつくったのは国ですが、その前の段階の案、これは調査研究という形で早稲田大学社会的養育研究所が受けて、2～3年ぐらいかけて、最後の1年で大体こんな項目になるかなということを考えていったわけですが、非常に広くて、これは実際どうやって現場の方々がつくっていくのかなということも思っ

ていたんですね。そのときに、こちらで私も実際に計画をつくる側の委員、委員長にさせていただいて関わったということで、そこでこんな感じかなというのを具体的にできたのはこれなんですね。そういう意味でも非常によい経験というか、具体的にこういうものができて、本当に国の策定要領にあった大事なエッセンスは全部取り込まれているなと思います。

本当に細かいところまで見ていくと、評価指標で目標値を立てるところもあるんですけども、実は目標値を立てられないけれども大事な指標もあるんです。変化をちゃんと見ていくためにこういうことを見ていきたいと思いますというのは、早稲田の研究の中でも出ているので、そこは一応策定要領にも入っているのはあるんですが、たぶんあまり取り入れられないだろうと思っていたんですが、ここでは実はそういうのも、目標値にはならないけれども見ていくときの大事な指標と、最後のところにちょっと入れてくれているんですね。

そういうのも1回ここに入っていれば使えますので、そこにあった指標はどうなっているんですかということ聞きながら、動きがちゃんといいほうに行っているかどうかをそこで見られますし、あと実際の声は若者委員や、また今社会的養護にいる子たち、先ほどは今は違いますという話でしたが、今いる子たちはまた違う経験をしている可能性もだいぶありますので、例えば若者委員にヒアリングに一緒に行っていただいて、そこでより聞きやすい状態でこどもたちから話を聞くとかいうことでこれができているのかということちゃんと見ていく、この二本立て、こどもの声と客観的な評価というのを入れられていくと、ここに書いてあることをちゃんと実現していけるんじゃないかなと思います。

これは、県の中では皆さん替わっていくんですけども、今回理解いただいている内容はかなりしっかり理解していただいていると思うので、これを次の方にもぜひ伝えていただき、ここに書いてあることを実現するということが大事なことなんだというのを十分分かっていただけたら、次の5年でここに書いてあること全部実現できたら、だいぶ状況が変わるんじゃないかなと期待します。

こどもが抱えているものはたくさんありますけれども、長野県も自殺や不登校が多い県でいろいろな取組をしていますが、私が思うのは、今一番困っているところでどうしようかということを考える予防のレベルなんですね。そうではなくて、もっと手前のところで、虐待もそうですけれども、自殺する子たちだって本当にもっと手前のところに関わっていないと、今見つけて今何とかしない状態でいったん思いとどまっても、もう引きずっているものがあれば、また何かのタイミングでもう一回そういう気持ちになるというのは避けられないと思うので、この手前のところをやるという意味では、今回の計画は、まずは社会的養護・養育ですけれども全体に広がって、全てのこどもの幸せにつながるもの、長野県のこどもの状況を変えていくとても大事な計画が立てられたと思います。

皆さんが力を合わせて5年間で何とか実現するということで行けたらと思っています。すみません、長くなりましたが、時間もまだあったので言いたいことを言わせていただきました。本当にありがとうございます。また次年度以降も続いていきますので、どうぞよろしく願いいたします。

(井口課長補佐)

委員の皆様方ありがとうございました。それぞれ感想、コメント、改めて私ども受け止めさせていただければと思いました。

そうしましたら、最後になりますが、事務的な御連絡をさせていただきます。先ほど分科会長からお話がありましたが、本計画に関しましては3月12日に行われる予定の長野県社会福祉審議会での答申、それから3月下旬に開催予定の庁内の部局長会議での報告を経まして策定となります。策定となりました際には、委員の皆様にも御連絡を申し上げたいと思っております。

それからパブリックコメントの関係で、もし御意見等ございましたら、今週中を目途によろしくお願いをいたします。それから計画案全体、特にマーカーがついているようなところに関しまして何かございましたら、本日から1週間程度、来週の水曜日ぐらいを目途ということで御意見等を最後いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、お願いをさせていただきましたメッセージに関しまして、来週の水曜日ぐらいということですが、こちらは改めて御連絡、御案内を申し上げたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

また、来年度の第1回の開催時期に関しましては、庁内でも検討いたしまして、その前の御相談も含めて御連絡等をさせていただきたいと思っておりますので、来年度も引き続き御協力のほどよろしくお願いをいたします。

そうしましたら、今年度最後ということで、1年間大変お世話になりました。最後、室長の内山より御挨拶を申し上げられればと思っております。

(内山室長)

室長の内山でございます。先ほど申し上げましたが、この1年間大変貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。先ほど各委員の皆様からも御発言があったとおりでございますけれども、専門委員の皆様に加えまして、市町村委員ということで、山崎様、島岡様、それから若者委員ということで唐木さん、前島さん、渡部さんに今回初めて参加をいただきまして、これまでの施設や里親の家庭での御経験を基に貴重な御意見を頂戴できました。計画内容が、また一層充実するものになったのではないかと思います。

計画は、もちろんつくって終わりということではございませんで、皆様からもあったととり、これから5年間の中でどういうふう to 実現していくかというところが真価が問われるところでございます。実際にまた評価ということで、引き続きできましたらこの委員会に御参加をいただければと思っておりますので、各お立場からもっとこうしたほうがいいんじゃないかとか、こういう取組は改善したほうがいいんじゃないか、ここが足りないんじゃないかというようなことがありましたら、また御示唆をいただければと思っております。

また引き続き今後もお世話になりますけれども、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

5 閉 会

(井口課長補佐)

そうしましたら、少し早い形にはなっておりますけれども、よろしければ以上をもちまして終了とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の分科会は終了とさせていただきます。皆様、本日も貴重な御意見誠にありがとうございました。それから1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。引き続き来年もよろしくお願いします。

では、今日の分科会は終了とさせていただきます。ありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。

(了)